

北朝鮮の核実験実施に対する意見書

北朝鮮は、2月12日に3回目の核実験を実施した。

これに対し、内閣総理大臣及び国連安全保障理事会は、直ちに、北朝鮮のこうした行いを非難する声明を出したところである。

国連安全保障理事会は、北朝鮮に対し、平成24年12月に実施された「人工衛星」と称する事実上のミサイル発射を非難するとともに、核兵器及び各計画を放棄することを要求する旨全会一致で決議したところである。今回の核実験は、明らかに当該決議に違反するものであり、断じて許されるものではない。

これまでの北朝鮮の強硬姿勢は、北東アジア地域の平和と安全を脅かすのみならず、国際社会全体に極めて深刻な危機を及ぼすものである。

よって、国においては、国連安全保障理事会などを通じ、北朝鮮に核実験の即時中止及び核開発の放棄を求めるとともに、さらなる制裁措置の発動をはじめ実効性のある再発防止策等、国際社会と協力し、平和的、外交的解決に向け、毅然とした措置を速やかに講じるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月15日

宮城県大河原町議会

提出先

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

外務大臣 岸田 文雄 殿